

b	認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i	経過的要介護	779 単位
ii	要介護 1	981 単位
iii	要介護 2	1,048 単位
iv	要介護 3	1,115 単位
v	要介護 4	1,183 単位
vi	要介護 5	1,250 単位

b	認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i	経過的要介護	779 単位
ii	要介護 1	981 単位
iii	要介護 2	1,048 単位
iv	要介護 3	1,115 単位
v	要介護 4	1,183 単位
vi	要介護 5	1,250 単位

(2) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)

(-)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学病院等>	
a	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	
i	経過的要介護	946 単位
ii	要介護 1	1,149 単位
iii	要介護 2	1,216 単位
iv	要介護 3	1,283 単位
v	要介護 4	1,351 単位
vi	要介護 5	1,418 単位
b	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	
i	経過的要介護	946 単位
ii	要介護 1	1,149 単位
iii	要介護 2	1,216 単位

(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)

(-)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	
a	経過的要介護	570 単位
b	要介護 1	772 単位
c	要介護 2	839 単位
d	要介護 3	906 単位
e	要介護 4	974 単位
f	要介護 5	1,041 単位

(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II) <多床室>

a	経過的要介護	654 単位
d	要介護 1	903 単位
c	要介護 2	970 単位
d	要介護 3	1,037 単位
e	要介護 4	1,105 単位
f	要介護 5	1,172 単位

(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)

(-)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学病院等>	
a	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	
i	経過的要介護	946 単位
ii	要介護 1	1,149 単位
iii	要介護 2	1,216 単位
iv	要介護 3	1,283 単位
v	要介護 4	1,351 単位
vi	要介護 5	1,418 単位
b	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型準個室>	
i	経過的要介護	946 単位
ii	要介護 1	1,149 単位
iii	要介護 2	1,216 単位

iv	要介護 3	1,283 単位
v	要介護 4	1,351 単位
vi	要介護 5	1,418 単位
(二)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (Ⅱ) <精神科病院等>	
a	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	
i	経過的要介護	857 単位
ii	要介護 1	1,111 単位
iii	要介護 2	1,182 単位
iv	要介護 3	1,252 単位
v	要介護 4	1,323 単位
vi	要介護 5	1,393 単位
b	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室>	
i	経過的要介護	857 単位
ii	要介護 1	1,111 単位
iii	要介護 2	1,182 単位
iv	要介護 3	1,252 単位
v	要介護 4	1,323 単位
vi	要介護 5	1,393 単位

(3) 特定認知症対応型短期入所療養介護費 (1日につき) 760 単位

注 1 (1) 及び (2) について、老人性認知症疾患療養病棟 (指定居宅サービス基準第 142 条第 1 項第 4 号に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。) を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3) について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に

iv	要介護 3	1,283 単位
v	要介護 4	1,351 単位
vi	要介護 5	1,418 単位
(二)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (Ⅱ) <精神科病院等>	
a	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	
i	経過的要介護	857 単位
ii	要介護 1	1,111 単位
iii	要介護 2	1,182 単位
iv	要介護 3	1,252 単位
v	要介護 4	1,323 単位
vi	要介護 5	1,393 単位
b	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室>	
i	経過的要介護	857 単位
ii	要介護 1	1,111 単位
iii	要介護 2	1,182 単位
iv	要介護 3	1,252 単位
v	要介護 4	1,323 単位
vi	要介護 5	1,393 単位

(4) 特定認知症対応型短期入所療養介護費 (1日につき) 760 単位

注 1 (1) から (3) までについて、老人性認知症疾患療養病棟 (指定居宅サービス基準第 144 条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。) を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (4) について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に

届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(V)を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

- 6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1

届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

- 6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注

の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、認知症疾患型短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12単位
- (二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

- イ 栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、認知症疾患型短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12単位
- (二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

- イ 栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(6) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費 (略)

(7) 緊急短期入所ネットワーク加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(8) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費 (略)

介護報酬単位の見直し案

(変更点は下線部)

現 行	改 正 案
<p>○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）</p> <p>指定施設サービス費等介護給付費単位数表</p> <p>3 介護療養施設サービス</p> <p>イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス</p> <p>(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）</p> <p>(-) 療養型介護療養施設サービス費 (I) 看護6:1 介護4:1</p> <p>a 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室></p> <p>i 要介護 1 671 単位</p> <p>ii 要介護 2 781 単位</p> <p>iii 要介護 3 1,019 単位</p> <p>iv 要介護 4 1,120 単位</p> <p>v 要介護 5 1,211 単位</p> <p>b 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室></p> <p>i 要介護 1 782 単位</p> <p>ii 要介護 2 892 単位</p> <p>iii 要介護 3 1,130 単位</p> <p>iv 要介護 4 1,231 単位</p> <p>v 要介護 5 1,322 単位</p> <p>(2) 療養型介護療養施設サービス費 (II) 看護6:1 介護5:1</p> <p>a 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室></p> <p>i 要介護 1 611 単位</p> <p>ii 要介護 2 720 単位</p> <p>iii 要介護 3 880 単位</p> <p>iv 要介護 4 1,036 単位</p> <p>v 要介護 5 1,078 単位</p> <p>b 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室></p>	<p>○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）</p> <p>指定施設サービス費等介護給付費単位数表</p> <p>3 介護療養施設サービス</p> <p>イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス</p> <p>(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）</p> <p>(-) 療養型介護療養施設サービス費 (I) 看護6:1 介護4:1</p> <p>a 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室></p> <p>i 要介護 1 671 単位</p> <p>ii 要介護 2 781 単位</p> <p>iii 要介護 3 1,019 単位</p> <p>iv 要介護 4 1,120 単位</p> <p>v 要介護 5 1,211 単位</p> <p>b 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室></p> <p>i 要介護 1 782 単位</p> <p>ii 要介護 2 892 単位</p> <p>iii 要介護 3 1,130 単位</p> <p>iv 要介護 4 1,231 単位</p> <p>v 要介護 5 1,322 単位</p> <p>(2) 療養型介護療養施設サービス費 (II) 看護6:1 介護5:1</p> <p>a 療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室></p> <p>i 要介護 1 611 単位</p> <p>ii 要介護 2 720 単位</p> <p>iii 要介護 3 880 単位</p> <p>iv 要介護 4 1,036 単位</p> <p>v 要介護 5 1,078 単位</p> <p>b 療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室></p>

i	要介護1	722 単位
ii	要介護2	831 単位
iii	要介護3	991 単位
iv	要介護4	1,147 単位
v	要介護5	1,189 単位
(三)	療養型介護療養施設サービス費 (Ⅲ) 看護6:1 介護6:1	
a	療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	
i	要介護1	581 単位
ii	要介護2	692 単位
iii	要介護3	843 単位
iv	要介護4	1,000 単位
v	要介護5	1,041 単位
b	療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	
i	要介護1	692 単位
ii	要介護2	803 単位
iii	要介護3	954 単位
iv	要介護4	1,111 単位
v	要介護5	1,152 単位

(2) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(-)	ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (I) <ユニット型個室>	
a	要介護1	785 単位
b	要介護2	895 単位

i	要介護1	722 単位
ii	要介護2	831 単位
iii	要介護3	991 単位
iv	要介護4	1,147 単位
v	要介護5	1,189 単位
(三)	療養型介護療養施設サービス費 (Ⅲ) 看護6:1 介護6:1	
a	療養型介護療養施設サービス費 (i) <従来型個室>	
i	要介護1	581 単位
ii	要介護2	692 単位
iii	要介護3	843 単位
iv	要介護4	1,000 単位
v	要介護5	1,041 単位
b	療養型介護療養施設サービス費 (ii) <多床室>	
i	要介護1	692 単位
ii	要介護2	803 単位
iii	要介護3	954 単位
iv	要介護4	1,111 単位
v	要介護5	1,152 単位

(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(-)	療養型経過型介護療養施設サービス費 (I) <従来型個室>	
a	要介護1	671 単位
b	要介護2	781 単位
c	要介護3	889 単位
d	要介護4	980 単位
e	要介護5	1,071 単位

(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (I) <多床室>

a	要介護1	782 単位
b	要介護2	892 単位
c	要介護3	1,000 単位
d	要介護4	1,091 単位
e	要介護5	1,182 単位

(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(-)	ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (I) <ユニット型個室>	
a	要介護1	785 単位
b	要介護2	895 単位

c	要介護 3	1,133 単位
d	要介護 4	1,234 単位
e	要介護 5	1,325 単位
(二)	ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) <ユニット型詳細>	
a	要介護 1	785 単位
b	要介護 2	895 単位
c	要介護 3	1,133 単位
d	要介護 4	1,234 単位
e	要介護 5	1,325 単位

- 注 1 療養病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設（法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護療養施設サービス（同号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき 5 単位を所定単位数から減算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、

c	要介護 3	1,133 単位
d	要介護 4	1,234 単位
e	要介護 5	1,325 単位
(二)	ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) <ユニット型詳細>	
a	要介護 1	785 単位
b	要介護 2	895 単位
c	要介護 3	1,133 単位
d	要介護 4	1,234 単位
e	要介護 5	1,325 単位

- 注 1 療養病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設（法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護療養施設サービス（同号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき 5 単位を所定単位数から減算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1

- 1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。
- イ 病院療養病床療養環境減算 (I) 25 単位
 - ロ 病院療養病床療養環境減算 (II) 85 単位
 - ハ 病院療養病床療養環境減算 (III) 115 単位
- 5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1日につき 12 単位を所定単位数から減算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- イ 夜間勤務等看護 (I) 23 単位
 - ロ 夜間勤務等看護 (II) 14 単位
 - ハ 夜間勤務等看護 (III) 7 単位
- 7 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき 444 単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 8 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき 444 単位を算定する。
- 9 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室に入院している者であって、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、療養型介護療養施設サービス費 (I)、療養型介護療養施設サービス費 (II) 又は療養型介護療養施設サービス費 (III) を支給する場合は、当分の間、それぞれ、療養型介護療養施設サ

- 日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。
- イ 病院療養病床療養環境減算 (I) 25 単位
 - ロ 病院療養病床療養環境減算 (II) 85 単位
 - ハ 病院療養病床療養環境減算 (III) 115 単位
- 5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1日につき 12 単位を所定単位数から減算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- イ 夜間勤務等看護 (I) 23 単位
 - ロ 夜間勤務等看護 (II) 14 単位
 - ハ 夜間勤務等看護 (III) 7 単位
- 7 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき 444 単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 8 (2) について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき 800 単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は、算定できない。また、この場合において、注7に掲げる単位を算定する場合は、算定しない。
- 9 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき 444 単位を算定する。
- 10 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室に入院している者であって、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、療養型介護療養施設サービス費 (I)、療養型介護療養施設サービス費 (II) 若しくは療養型介護療養施設サービス費 (III) 又は療養型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、